

## 農業就労チャレンジ事業実施要綱

平成 26 年 5 月 20 日	26 障第 127 号
平成 27 年 3 月 31 日	27 障第 673 号
平成 27 年 5 月 13 日	27 障第 145 号
平成 28 年 4 月 1 日	28 障第 71 号
平成 29 年 3 月 31 日	28 障第 827 号
平成 30 年 4 月 1 日	30 障第 81 号

### (趣旨)

第 1 この要綱は、農業分野等において障がい者の就労機会を創出・拡大するため、「農業就労チャレンジサポーター」(以下「サポーター」という。)の農業者、林業者(林業を行う事業所を含む)及び就労継続支援事業所等(以下「事業所」という。)への派遣による障がい者の作業のサポート等について、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第 2 県が、福祉就労強化事業の受託者に委託して実施する。

### (業務の範囲)

第 3 サポーターの業務は次のとおりとする。

#### ア 施設外就労における支援

- ① 農業者及び林業者からの指示内容を理解し、障がい者の作業に反映
- ② 障がい者の作業状況を監督しつつ作業を支援
- ③ 作業結果を農業者及び林業者に報告するとともに、作業方法等を修正

#### イ 施設内就労における支援

- ① 事業所が自ら行う農業活動等に対する技術的支援・アドバイス

### (登録及び派遣に係る事務)

第 4 事業を円滑に実施するため、サポーターの登録及び派遣に係る事務は、福祉就労強化事業受託者が担うものとする。

2 福祉就労強化事業受託者は、サポーターの派遣に関して、農家等や事業所等と連携しつつ、円滑な支援体制の構築に努めなければならない。

### (サポーターの登録)

第 5 サポーターとして活動しようとする者は、登録申請書(様式第 1 号)により、福祉就労強化事業受託者に申請を行う。

2 福祉就労強化事業受託者は、前項の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、登録台帳に登録し、本人あてに登録を証する書面を交付する。

- (1) 事業所からの推薦により、農作業等または障がい者の就労支援に係る実績のある者
- (2) NPO 法人グリーンケア-NAGANO からの推薦により、当該団体が実施するアグリジョブトレーナー養成講座を修了している者
- (3) 農業改良普及センター等の紹介により、地域で農業活動等を行っている農業者等

(4) その他、長野県が適当であると認める者

3 福祉就労強化事業受託者は前項により登録した者のうち、次に該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

(1) 本人から登録を辞退する旨の申出があったとき

(2) 福祉就労強化事業受託者が相応しくないと判断したとき

4 登録期間は3年間とし、その後更新手続きを行うものとする。

(サポーターによる支援活動の地域)

第6 サポーターの活動地域は次のとおりとする。

サポーターによる支援活動は、活動地域として登録した市町村内であることを原則とし、この地域外で活動する場合は、第4の規定により、再度登録を行うものとする。

(サポーターの派遣申請)

第7 事業所が、農業者及び林業者において施設外就労を行う場合、もしくは、事業所自ら取り組む農業活動等にサポーターによる支援を必要とするときは、サポーター派遣申請書(様式第2号)を福祉就労強化事業受託者に提出する。

2 福祉就労強化事業受託者は、申請内容を審査し、必要と認められる場合は、派遣決定通知書(様式第3号)により、事業所に通知しサポーターを派遣する。

(派遣日数及び派遣時間)

第8 サポーターの派遣時間の上限は原則として別表1のとおりとする。

2 事業所は、当該時間の上限を超えてサポーターの派遣を要する場合は、事前に福祉就労強化事業受託者に協議するものとする。

3 前項の協議により、当該時間の上限を超えての派遣が真に必要と認められる場合は、福祉就労強化事業受託者は、事前に県に協議するものとする。

(派遣結果の報告)

第9 派遣されたサポーターは、派遣終了の日から起算して15日を経過した日又は活動を行った日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、活動成果を活動内容報告書(様式第4号)により福祉就労強化事業受託者に報告するものとする。

2 福祉就労強化事業受託者は、前項の報告内容を取りまとめの上、様式第5号により県に報告する。

(報酬)

第10 福祉就労強化事業者は、サポーターに対して、活動時間に応じて、別表1に掲げる報酬を支払うこととする。ただし、次の場合に報酬の支払いを行わないことができる。

(1) 第10第1項の報告に不備があるとき

(2) 活動報告が虚偽であるとき

(3) サポーターの活動の相手方やその内容が重複するとき

(サポーターの免責)

第11 免責等の取り決めは次のとおりとする。

(1) サポーターは、派遣中又はその前後において、事故や約束事の不履行により関係者が損害を

被らないよう十分に配慮しなければならない。

(2) サポーターの派遣に伴って発生した事故災害等による損害は、県は賠償の責を負わない。

(秘密の保持)

第 12 サポーターは、その業務を行うに当たって知り得た秘密及び個人情報を、支援業務以外に用いてはならない。職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 13 本事業に関する総合的な事務は、福祉就労強化事業の受託者が行う。

(その他)

第 14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

#### 【附則】

この要綱は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

【別表 1】

○農業就労チャレンジサポーターの報酬単価（第 10 関係）

<施設外就労に係る支援>

活動内容	単価	活動可能な時間	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者及び林業者の作業指示の理解と伝達</li> <li>・ 農業者及び林業者への作業結果報告</li> <li>・ 障がい者の作業補助等</li> </ul>	1 時間あたり 1,000 円	1 件あたり 50 時間	30 分の場合は半額 15 分未満切り捨て、 15 分以上切り上げ

<施設内就労に係る支援>

活動内容	単価	活動可能な時間	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産活動等に対する技術的支援</li> <li>・ 生産物等の販売拡大に対する助言 等</li> </ul>	1 時間あたり 1,000 円	1 件あたり 50 時間	30 分の場合は半額 15 分未満切り捨て、 15 分以上切り上げ